

墨田区のお知らせ2014.12.1

NO.1766 (毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

- 2面以降の主な内容
- 2・3面…様々な人権を知って、考えてみましょう!
- 4・5面…平成26年秋の褒章・叙勲
- 6面…すこやかライフ
- 7・8面…講座・教室・催し・募集

すみだと全国の旬間歳時記

●南天
メギ科の常緑低木で、晩秋から実が赤く色づき、冬の間、観賞を楽しめる。また、乾燥させた実は、咳止めの効果があるとされ、薬の原料になる。なお、南天は「難転(難を転じて福となす)」に通じるとされ、縁起物・厄よけとしても使用される。

☞ <http://www.city.sumida.lg.jp/>

誰もが幸せに暮らせる社会をめざして お互いの人権を守りましょう

人権とは、「人間が人間らしく生きるため、誰もが生まれながらにして等しく持っている権利」のことです。今号1面～3面では、12月4日(木)～10日(水)の「人権週間」にちなみ、身近な人権問題や、人権に関する区の取組等をご紹介します。一人ひとりが幸せに暮らせる社会をつくるため、大切な人権について改めて考えてみましょう。

一人ひとりが輝き 人権を大切にできる社会へ

人権は誰もが生まれながらに持っている大切な権利ですが、現実には「子どもへの虐待」「配偶者や交際相手等からの暴力や暴言」「外国人に対する賃貸住宅への入居拒否」など、人が人を傷つけたり、差別したりといった、人権を侵害する行為が起きています。また、認識が足りず、間違った知識や偏見で、気付かないうちに相手を傷つけ、人権を侵害してしまうこともあります。

このようなことをなくし、一人ひとりがいきいきと輝く社会を実現するためには、人権についてより深く理解し、尊重

することが欠かせません。

そこで区では、“人権が尊重されるまち”をめざす「墨田区人権啓発基本計画」に基づいて、人権に関する冊子の発行、講演会の開催、**人権パネルの展示**などの啓発活動を行っています。また、東京法務局等と連携し、「子どもたちの人権メッセージ」「中学生人権作文コンテスト」「人権の花運動」など、児童・生徒に人権尊重の重要性について考えてもらう活動に取り組んでいます。

一人ひとりがお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築くために、皆さんも改めて人権について考えてみませんか。

【問合せ】人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322

子どもたちの人権メッセージ

都内各区と島しょの小学生の代表が、「身近な人権問題」をテーマに、自らの体験や考えなどを自分の言葉で表現する「第21回子どもたちの人権メッセージ」の発表会が9月13日に中野区で行われました。

発表会では区を代表して、立花吾孺の森小学校6年生の石橋幸起さんが、「国境をこえても友達」というテーマでメッセージを発表しました。

自分の思いを素直に伝えるために、自分の体験を交えて人権メッセージを書きました。発表会では緊張しましたが、一番伝えたいことを書いた最後の部分を、力強く読むように心掛けました。



立花吾孺の森小学校6年 石橋幸起さん

石橋さんが発表したメッセージ「国境をこえても友達」

ぼくの友達には韓国人です。韓国というと、最近のニュースでは、日本と仲が悪いと報じられています。でも、ぼくはその友達と、日本と仲の悪い国の子だなんて関係ないように仲良く遊んでいました。けんかも一度もしませんでした。

彼と遊ぶようになったのは、小学校一年生の時でした。彼は韓国からお父さんの仕事の関係で日本に転校してきました。そして、ぼくのとなりの席に座ることになりました。そのころはおたがい言葉も知らず、一緒に話もしませんでした。でも、学校生活を一緒に過ごすうちに、少しずつしゃべる機会が増えてきて遊ぶようになりました。遊ぶのも一緒、帰るのも一緒、学校で彼といない日はありませんでした。(中略)

四年生後半、ぼくは、思いもよらないことを聞かされました。その

子の転校が決まったのです。ぼくはさびしい気持ちになりました。でも、最後の日まで笑って過ごそう。そう思いました。そして、別れる日の前日の夜、彼がぼくの家に来ました。すると、ぼくに紙ぶくろと手紙、フィギュアをくれました。彼に、「紙ぶくろは、学校で開けてね。」と言われたので、学校に持って行きました。そして、学校で開けると、電動えんぴつつけずりでした。手紙には、クラスみんなで使ってね、と書いてありました。みんなも喜んでいました。

韓国と日本は、仲が悪い国だと言われていますが、ぼくと彼は仲が良いのです。この仲をひきさく権利なんて、だれも持っていないのです。国せきのちがいなんて関係ありません。人間と人間との付き合いが大事なのです。

みんなで築こう人権の世紀
12月10日は人権デーです。
第66回 **人権週間**
12月4日～10日
考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心

人権問題でお悩みの方はひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

みんなの人権110番 ☎0570-003-110
子どもの人権110番 ☎0120-007-110 (通話料無料)
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口
パソコンから <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html> インターネット人権相談
携帯電話から <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

◆人権啓発デジタルコンテンツ ◆人権ライブラリー
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00041.html <http://www.jinken-library.jp/>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

人権パネル展示

【とき】12月4日(木)～10日(水)午前8時半～午後8時 *初日は午後1時から、最終日は午後3時まで【ところ】区役所1階アトリウム【入場料】無料【申込み】期間中、直接会場へ

中学生人権作文コンテスト

法務局等では人権問題に関する作文を書くことで、豊かな人権感覚を身に付けてもらうための「中学生人権作文コンテスト」を行っており、区内の中学校の生徒が作文を書いて応募しています。

人権の花運動

区内の小学校の児童が、命の尊さを実感し、協力すること・感謝することの大切さを学び、優しさと思いやりの心を育むために、みんなで協力して花を育てています。

